

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	ページ
規 則	
◎高知県森林審議会規則	1
◎高知県建築士審査会規則	1
◎建設業法施行細則の一部を改正する規則	2
◎高知県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	2
告 示	
○自動車取得税証紙代金収納計器取扱人の指定 (税 務 課)	3
○自動車税及び自動車取得税証紙代金収納計器取扱人の指定 ( " )	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定 (障害保健福祉課)	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の名称の変更の届出 ( " )	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出 ( " )	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定に基づく育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出 ( " )	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の業務の廃止の届出 ( " )	5
○国土調査の成果の認証 (用地対策課)	5
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (2件) (防災砂防課)	5
○道路の区域変更 (3件) (道 路 課)	6

○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (2件) (公園下水道課)	6
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・男女共同参画課) (3・18掲示)	6
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	7
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (3・4 掲示)	7
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数 ( " )	7
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 ( " )	7
◎告示(公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設)の一部改正 (3・7 掲示)	8
○政治団体設立の届出	8
○政治団体異動の届出	8
○政治団体解散の届出	9
○資金管理団体指定の取消しの届出	10
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	10
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	10
◎特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	10
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級別職務区分表の一部改正	10
高知県収用委員会公告	
○収用及び使用の裁決手続の開始の決定	11

-----  
規 則  
-----

高知県森林審議会規則をここに公布する。  
平成26年3月28日  
高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第22号**  
**高知県森林審議会規則**  
(設置等)

**第1条** この規則は、森林法(昭和26年法律第249号)第68条第1項に規定する都道府県森林審議会として高知県森林審議会

(以下「審議会」という。)を設置するとともに、審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。  
(定数)

**第2条** 委員の定数は、15人以内とする。  
(会議)

**第3条** 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。  
2 会長は、会議を招集するときは、あらかじめ、会議に付すべき事項を委員に通知しなければならない。  
3 会議の議長は、会長が当たる。  
4 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。  
5 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
6 会長は、議事録を作成しなければならない。  
7 議事録には、出席した委員のうち会長が指名する2人以上の者が署名し、及び押印しなければならない。  
(部会)

**第4条** 審議会に森林保全部会(以下「部会」という。)を置く。  
2 部会は、委員5人で組織する。  
3 部会は、次に掲げる事項を所掌する。  
(1) 林地開発行為に関する事項  
(2) 保安林の転用に係る解除に関する事項  
4 前項各号に掲げる事項については、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。  
5 部会長は、部会の審議の経過及び決議の内容を速やかに会長に報告しなければならない。  
6 前条の規定は、部会の会議について準用する。  
(報告)

**第5条** 会長は、審議会の決議の要旨を遅滞なく知事に報告しなければならない。  
(庶務)

**第6条** 審議会の庶務は、高知県林業振興・環境部森づくり推進課において処理する。  
(雑則)

**第7条** この規則に定めるもののほか、審議会又は部会の運営に関し必要な事項は、会長又は部会長が定める。

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

~~~~~

高知県建築士審査会規則をここに公布する。  
平成26年3月28日  
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第23号

高知県建築士審査会規則

(設置等)

第1条 この規則は、建築士法（昭和25年法律第202号）第28条に規定する都道府県建築士審査会として高知県建築士審査会（以下「審査会」という。）を設置するとともに、審査会の委員の定数等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 委員の定数は、7人とする。  
(試験委員会)

第3条 審査会に試験委員会を置く。  
2 試験委員会は、建築士法第29条第2項の試験委員で組織する。  
3 試験委員会に関し必要な事項は、知事が別に定める。  
(庶務)

第4条 審査会の庶務は、高知県土木部建築指導課において処理する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成26年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第24号

建設業法施行細則の一部を改正する規則

建設業法施行細則（昭和24年高知県規則第49号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

高知県建設業法施行細則

第2条に見出しとして「（書類の経由）」を付し、同条を第3条とする。

第1条に見出しとして「（書類の提出部数）」を付し、同条中「建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により」を「法第3条第1項の」に、「又は同法」を「及び法」に改め、「それぞれ関係書類」を削り、「、同法」を「、法」に、「届出書1通」を「正本及び副本各1通」に改め、同条を第2条とし、第1条として次の1条を加える。

(趣旨)

第1条 この規則は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）を施行するため、法、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）並びに高知県建設業法関係手数料徴収条例（平成12年高知県条例第24号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

本則に次の3条を加える。

(高知県建設工事紛争審査会)

第4条 法第25条第3項の規定により置かれる都道府県建設工事紛争審査会の名称は、高知県建設工事紛争審査会（以下この条において「審査会」という。）とする。

2 審査会の委員の定数は、15人以内とする。

3 審査会の庶務は、高知県土木部建設管理課において処理する。

(建設業者監督処分簿の閲覧場所等)

第5条 法第29条の5第4項の規定による建設業者監督処分簿の閲覧は、法第13条（法第17条において準用する場合を含む。）の規定により設置する閲覧所において及び電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により供するものとする。

(高知県ホームページの利用)

第6条 前条の規定による電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による閲覧は、高知県ホームページを利用するものとする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

高知県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第25号

高知県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立都市公園条例施行規則（平成17年高知県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

(通常以上に電力を消費する場合に加算する利用料の額)

第5条の2 消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えることとなる条例別表第5の備考13の規則で定める利用料の額は、原価計算を基礎として知事が定める額とする。

第6条第4項の表中「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」を「高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例」に改め、同条第6項の表中「教育課程」を「教育課程」に、

|            |                        |               |
|------------|------------------------|---------------|
| のいち動物公園の利用 | 知事が別に定めるところにより発行する高知県観 | 当該利用料の額に相当する額 |
|------------|------------------------|---------------|

|   |                                                        |  |
|---|--------------------------------------------------------|--|
| 料 | 光特使の名刺の裏面を提示した者及び当該者と同時に利用する者（当該者1人につき4人までに限る。）が利用する場合 |  |
|---|--------------------------------------------------------|--|

を

「

|             |                                                                                                                                                      |               |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| のいち動物公園の利用料 | (1) 知事が別に定めるところにより発行する高知県観光特使の名刺の裏面を提示した者及び当該者と同時に利用する者（当該者1人につき4人までに限る。）が利用する場合<br>(2) 県内の高等学校、中学校、小学校又は特別支援学校の生徒又は児童の引率者が、教育課程に基づく教科学習の一環として利用する場合 | 当該利用料の額に相当する額 |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|

に改める。

別記第8号様式を次のように改める。

第8号様式 (第4条関係)

No.

(写真)

高知県立のいち動物公園  
年間入園券 円

(裏面)

有効期限 年 月 日まで

氏名 (男・女)  
生年月日 年 月 日

- 1 収納印の日付から1年間に限り有効です。
- 2 収納印のないものは、無効です。
- 3 この年間入園券をもって現金領収書に代えるものとします。
- 4 ご購入後の紛失等による再発行はできませんので、ご了承ください。
- 5 この年間入園券は、「氏名」欄に記載されている方に限り有効です。
- 6 ご入園の際、本人確認をさせていただく場合があります。

高知県立のいち動物公園  
(所在地)  
(電話番号)

○ 収納印 ○

備考 大きさは、縦5.4センチメートル、横8.5センチメートルとする。

別記第17号様式及び別記第18号様式中「使用料等減免」を「使用料等の減免」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第185号

高知県税規則(昭和33年高知県規則第11号)第63条において読み替えて準用する同規則第73条の3第3項の規定により、自動車取得税に係る証紙代金収納計器取扱人として次のとおり指定する。

平成26年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 証紙代金収納計器取扱人の事務所の所在地及び名称  
高知市長浜3106番地3  
一般社団法人全国軽自動車協会連合会高知事務所
- 2 証紙代金収納計器取扱所の所在地及び名称  
高知市長浜3106番地3  
一般社団法人全国軽自動車協会連合会高知事務所
- 3 指定期間  
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

高知県告示第186号

高知県税規則(昭和33年高知県規則第11号)第73条の3第3項(同規則第63条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、自動車税及び自動車取得税に係る証紙代金収納計器取扱人として次のとおり指定する。

平成26年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 証紙代金収納計器取扱人の事務所の所在地及び名称  
高知市大津乙1879番地5  
一般社団法人日本自動車販売協会連合会高知県支部
- 2 証紙代金収納計器取扱所の所在地及び名称  
高知市大津乙1879番地5  
一般社団法人日本自動車販売協会連合会高知県支部
- 3 指定期間  
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

高知県告示第187号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

平成26年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

| 医療機関の名称     | 医療機関の所在地           | 指定に係る自立支援医療の種類 | 育成医療又は更生医療に関する診療科において担当する医療の種類 | 指定年月日      |
|-------------|--------------------|----------------|--------------------------------|------------|
| あにまる薬局本店    | 安芸市宝永町8番20号        | 育成医療及び更生医療     |                                | 平成25年4月1日  |
| 四国調剤薬局しのはら店 | 南国市篠原1887番地3       | 〃              |                                | 〃          |
| プラス薬局       | 土佐市高岡町字市場町甲2154-37 | 〃              |                                | 〃          |
| クオール薬局姫野々店  | 高岡郡津野町姫野々473-1     | 〃              |                                | 〃          |
| そうごう薬局後免町店  | 南国市後免町一丁目8-35      | 〃              |                                | 平成25年5月1日  |
| エール薬局医大前店   | 南国市岡豊町小蓮1174-5     | 〃              |                                | 平成25年12月1日 |

**高知県告示第188号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から名称の変更について届出があった。

平成26年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 指定に係る自立支援医療の種類 | 育成医療又は更生医療の種類 | 指定年月日 |
|---------|----------|----------------|---------------|-------|
|         |          | 指定             | 育成医療又は更生医療    |       |

| 区分  | 医療機関の名称             | 医療機関の所在地      | 育成医療又は更生医療 | に係る自立支援医療の種類 | 療に係る診療科において担当する医療の種類 | 変更年月日      |
|-----|---------------------|---------------|------------|--------------|----------------------|------------|
| 変更前 | たかおか薬局              | 土佐市高岡町甲2190-1 | 育成医療及び更生医療 |              |                      | 平成21年9月1日  |
| 変更後 | 株式会社あいファーマシー たかおか薬局 |               |            |              |                      |            |
| 変更前 | エール薬局医大前店           | 南国市岡豊町蒲原39-10 | 〃          |              |                      | 平成25年9月1日  |
| 変更後 | ハロー薬局こくぶ川店          |               |            |              |                      |            |
| 変更前 | エール薬局おこう店           | 南国市岡豊町小蓮390-3 | 〃          |              |                      | 〃          |
| 変更後 | おこう薬局               |               |            |              |                      |            |
| 変更前 | ワタキュー薬局須崎店          | 須崎市横町8-1      | 〃          |              |                      | 平成25年11月1日 |
| 変更後 | フロンティア薬局須崎店         |               |            |              |                      |            |

**高知県告示第189号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から所在地の

変更について届出があった。  
平成26年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

| 区分  | 医療機関の名称   | 医療機関の所在地        | 育成医療又は更生医療に関する診療科において担当する医療の種類 | 指定に係る自立支援医療の種類 | 変更年月日      |
|-----|-----------|-----------------|--------------------------------|----------------|------------|
| 変更前 | 芸西薬局      | 安芸郡芸西村和食甲1372-1 | 育成医療及び更生医療                     |                | 平成24年12月1日 |
| 変更後 |           | 安芸郡芸西村和食甲1513-1 |                                |                |            |
| 変更前 | ライオン薬局安芸店 | 室戸市浮津364番地1     | 〃                              |                | 平成25年1月17日 |
| 変更後 |           | 安芸市宝永町8番20号     |                                |                |            |

**高知県告示第190号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第64条の規定に基づき、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から指定の辞退について届出があった。

平成26年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 指定に係る自立支援医療の種類 | 育成医療又は更生医療に関する診療科において担当する医療の種類 | 指定の辞退年月日 |
|---------|----------|----------------|--------------------------------|----------|
|         |          |                |                                |          |

|           |               |            |        |            |
|-----------|---------------|------------|--------|------------|
|           |               |            | 療の種類   |            |
| 大井田薬局     | 宿毛市中央一丁目5番18号 | 育成医療及び更生医療 |        | 平成25年2月18日 |
| クスリの田村    | 須崎市新町一丁目1-5   | 〃          |        | 平成25年2月19日 |
| 西田順天堂薬局東店 | 南国市大樋甲759-3   | 〃          |        | 平成25年7月12日 |
| J A高知病院   | 南国市明見字中野526-1 | 更生医療       | 心臓脈管外科 | 平成25年7月25日 |
| ゆすはら薬局    | 高岡郡樽原町川西路2308 | 育成医療及び更生医療 |        | 平成25年8月31日 |

高知県告示第191号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条第1号の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から業務の廃止について届出があった。

平成26年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

|         |           |                |                                |          |
|---------|-----------|----------------|--------------------------------|----------|
| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地  | 指定に係る自立支援医療の種類 | 育成医療又は更生医療に関する診療科において担当する医療の種類 | 業務の廃止年月日 |
| びらふ薬局   | 香美市香北町美良布 | 育成医            |                                | 平成       |

|                   |               |         |  |          |
|-------------------|---------------|---------|--|----------|
|                   | 1320-5        | 療及び更生医療 |  | 25年3月31日 |
| 有限会社安芸調剤センターひかり薬局 | 安芸市宝永町8-20    | 〃       |  | 〃        |
| 訪問看護ステーション黒潮      | 四万十市中村愛宕町28番地 | 〃       |  | 〃        |

高知県告示第192号

須崎市押岡の一部地区、香美市土佐山田町本村及び安芸郡北川村平鍋の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成26年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 調査を行った者の名称

- (1) 須崎市
- (2) 香美市
- (3) 北川村

2 調査を行った地域及び時期

- (1) 須崎市押岡の一部  
平成21年度及び平成22年度
- (2) 香美市土佐山田町本村  
平成23年度及び平成24年度
- (3) 安芸郡北川村平鍋の一部  
平成23年度及び平成24年度

3 成果の名称

- (1) 須崎市地籍図及び地籍簿
- (2) 香美市地籍図及び地籍簿
- (3) 北川村地籍図及び地籍簿

4 認証年月日

平成26年3月28日

高知県告示第193号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県安芸土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

安芸郡安田町上間下

(1) 標柱を設置した土地の地番

| 標柱番号 | 所在地           | 地番    |
|------|---------------|-------|
| 1    | 安芸郡安田町間下字西ウエマ | 417地先 |
| 2    | 〃 〃 〃 字カラ谷口   | 418   |
| 3    | 〃 〃 〃 字下タトラアレ | 627-イ |
| 4    | 〃 〃 〃 字ウエマ    | 369   |
| 5    | 〃 〃 〃 〃       | 368   |
| 6    | 〃 〃 〃 字西ウエマ   | 404   |
| 7    | 〃 〃 〃 〃       | 397地先 |

(2) 区域

標柱1から7までを順次に直線で結んだ線及び標柱7と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第194号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県安芸土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

安芸郡安田町下間下

(1) 標柱を設置した土地の地番

| 標柱番号 | 所在地         | 地番    |
|------|-------------|-------|
| 1    | 安芸郡安田町間下字シモ | 86    |
| 2    | 〃 〃 〃 字西ノクボ | 553-2 |
| 3    | 〃 〃 〃 字ホキ   | 580-イ |
| 4    | 〃 〃 〃 〃     | 580-2 |
| 5    | 〃 〃 〃 字ホキノ谷 | 233   |

|   |           |       |
|---|-----------|-------|
| 6 | ” ” ” 字ホキ | 222   |
| 7 | ” ” ” ”   | 215ーイ |

(2) 区域

標柱1から7までを順次に直線で結んだ線及び標柱7と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年3月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 321号
- 3 道路の区域

| 区 間                                   | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|---------------------------------------|--------|-----------------|---------------|
| 宿毛市坂ノ下字瀧ヶ谷山1018番6から宿毛市坂ノ下字下り松1017番4まで | 前      | 17.8            | 76            |
|                                       |        | 46.4            |               |
|                                       | 後      | 25.8            | 76            |
|                                       |        | 68.3            |               |

高知県告示第196号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年3月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中村宿毛
- 3 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-----|--------|-----------------|---------------|
|     |        | 3.6             |               |

|                                                  |   |              |    |
|--------------------------------------------------|---|--------------|----|
| 宿毛市小筑紫町伊与野字レイケ谷2491番19から宿毛市小筑紫町伊与野字レイケ谷2491番20まで | 前 | 7.0          | 21 |
|                                                  | 後 | 18.2<br>30.2 | 21 |

高知県告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年3月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 庄田伊野
- 3 道路の区域

| 区 間                                       | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------------------------------|--------|-----------------|---------------|
| 高岡郡日高村名越屋字片山920番7から高岡郡日高村名越屋字セノウラ1610番1まで | 前      | 4.0             | 110           |
|                                           |        | 11.4            |               |
|                                           | 後      | 6.4             | 91            |
|                                           |        | 41.1            |               |

高知県告示第198号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称 高知市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 高知広域都市計画緑地事業（7号旭緑地）
- 3 事業施行期間 平成5年8月6日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地  
(1) 収用の部分 高知市本宮町字東川原地内

(2) 使用の部分

なし

高知県告示第199号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称 高知市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 高知広域都市計画公園事業（3・3・14号初月公園）
- 3 事業施行期間 平成4年4月1日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地  
(1) 収用の部分 変更なし  
(2) 使用の部分 なし

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成26年3月18日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成26年3月18日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

| 申請のあった年月日  | 申請に係る特定非営利活動法人 |        |                 |                                                                        |
|------------|----------------|--------|-----------------|------------------------------------------------------------------------|
|            | 名称             | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地      | 定款に記載された目的                                                             |
| 平成26年3月18日 | 特定非営利活動法人かざぐるま | 下元 かおる | 宿毛市平田町戸内2121番地7 | この法人は、障害のある人やひきこもりの若者が、自立にむけて社会参加をめざし、地域の中で孤立しないよう助け合い、共に手をつなぎ大きな輪となり、 |

楽しく生きるための支援を行うことにより就労の増進に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
平成26年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

| 許可番号                      | 開発区域に含まれる地域の名称                       | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                                         |
|---------------------------|--------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 平成25年11月25日<br>25高都計第431号 | 南国市明見字北野間<br>531番2ほか                 | 高知市北御座9番<br>11号<br>株式会社 スリー<br>エフ中四国 代表<br>取締役 山本 武<br>可 |
| 平成26年1月15日<br>25高都計第532号  | 吾川郡いの町波川字<br>近見560番2、561番<br>2、562番2 | 吾川郡いの町1428<br>番地2<br>高慶 承平                               |
| 平成26年3月4日<br>25高都計第602号   | 香美市土佐山田町栄<br>町236番ほか                 | 香南市野市町東野<br>1918番地1<br>有限会社 岩村建<br>築 代表取締役<br>岩村 常男      |

-----  
選挙管理委員会告示  
-----

高知県選挙管理委員会告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,525人である。

平成26年3月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高

知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、171,039人である。

平成26年3月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成26年3月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

|                         |         |
|-------------------------|---------|
| 高知市選挙区                  | 92,335人 |
| 室戸市、東洋町選挙区              | 5,390人  |
| 安芸市、芸西村選挙区              | 6,503人  |
| 南国市選挙区                  | 13,168人 |
| 土佐市選挙区                  | 7,956人  |
| 須崎市選挙区                  | 6,559人  |
| 宿毛市、大月町、三原村選挙区          | 8,207人  |
| 土佐清水市選挙区                | 4,437人  |
| 四万十市選挙区                 | 9,786人  |
| 香南市選挙区                  | 9,229人  |
| 香美市選挙区                  | 7,775人  |
| 奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区 | 3,366人  |
| 長岡郡、土佐郡選挙区              | 3,812人  |
| 吾川郡選挙区                  | 9,024人  |
| 高岡郡選挙区                  | 17,687人 |
| 黒潮町選挙区                  | 3,514人  |

**高知県選挙管理委員会告示第14号**

平成18年9月高知県選挙管理委員会告示第70号（公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設）の一部を次のように改正する。

平成26年3月7日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

表中

「

|   |                |               |            |
|---|----------------|---------------|------------|
| 〃 | 富家防災コミュニティセンター | 香南市野市町兎田55番地1 | 平成21年8月10日 |
|---|----------------|---------------|------------|

」

を

「

|   |                |                 |            |
|---|----------------|-----------------|------------|
| 〃 | 富家防災コミュニティセンター | 香南市野市町兎田55番地1   | 平成21年8月10日 |
| 〃 | 岸本防災コミュニティセンター | 香南市香我美町岸本128番地1 | 平成26年3月7日  |

」

に改める。

**高知県選挙管理委員会告示第15号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成26年3月28日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

| 名称             | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地      | 届出年月日    |
|----------------|-------|---------|-----------------|----------|
| 戸梶あきら後援会       | 戸梶 章  | 戸梶 章    | 高岡郡日高村本郷2736番地2 | 平26・2・10 |
| 地方政治・地方行政を考える会 | 北代 明仁 | 長町 栄樹   | 香南市野市町東野1939    | 平26・2・17 |
| 岡本つかさ後援会       | 楠瀬 良子 | 弘田 忠士   | 香南市野市町中ノ村723番地  | 平26・2・25 |

**高知県選挙管理委員会告示第16号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成26年3月28日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信  
政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

| 区分  | 名称          | 代表者氏名  | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地     | 届出年月日    |
|-----|-------------|--------|---------|----------------|----------|
| 異動前 | 自由民主党奈半利町支部 | 竹崎 知之武 | 竹内 哲夫   | 安芸郡奈半利町乙1179   | 平26・2・12 |
| 異動後 |             | 木下 清   | 浜中 芳久   | 安芸郡奈半利町乙1093-1 |          |



|     |               |      |        |      |          |
|-----|---------------|------|--------|------|----------|
| 異動前 | 自由民主党香南市香我美支部 | 異動なし | 信吉 孝彦  | 異動なし | 平26・2・18 |
| 異動後 |               |      | 猪原 陸   |      |          |
| 異動前 | 自由民主党東洋町支部    | 異動なし | 川島 サトエ | 異動なし | 平26・2・20 |
| 異動後 |               |      | 浜田 光伊  |      |          |

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

| 区分  | 名称        | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地     | 届出年月日    |
|-----|-----------|-------|---------|----------------|----------|
| 異動前 | 小田のりひろ後援会 | 異動なし  | 異動なし    | 高岡郡越知町柴尾960-4  | 平26・2・4  |
| 異動後 |           |       |         | 高岡郡越知町越知甲1719  |          |
| 異動前 | 横山幾夫後援会   | 異動なし  | 異動なし    | 安芸市港町二丁目6番19号  | 平26・2・10 |
| 異動後 |           |       |         | 安芸市井ノ口乙1266番地  |          |
| 異動前 | 中尾博憲後援会   | 池本 公夫 | 異動なし    | 高岡郡四万十町茂串町4-6  | 平26・2・13 |
| 異動後 |           | 竹内 昭徳 |         | 高岡郡四万十町琴平町9-18 |          |

|     |              |       |       |                |          |
|-----|--------------|-------|-------|----------------|----------|
| 異動前 | 味元和義後援会      | 異動なし  | 異動なし  | 高岡郡四万十町琴平町9-18 | 平26・2・13 |
| 異動後 |              |       |       | 高岡郡四万十町大正183-6 |          |
| 異動前 | 西内はるみ後援会     | 異動なし  | 異動なし  | 香南市夜須町西山771番地1 | 平26・2・14 |
| 異動後 |              |       |       | 香南市夜須町坪井296番地  |          |
| 異動前 | 宮崎努後援会       | 福山 幸運 | 異動なし  | 四万十市中村天神橋64    | 平26・2・17 |
| 異動後 |              | 國吉 康夫 |       | 四万十市中村天神橋27番地  |          |
| 異動前 | 幸福実現党高知東部後援会 | 異動なし  | 橋詰 毅  | 異動なし           | 平26・2・18 |
| 異動後 |              |       | 山崎 節郎 |                |          |
| 異動前 | 石井みどり高知県後援会  | 異動なし  | 橋村 忠明 | 異動なし           | 平26・2・21 |
| 異動後 |              |       | 浜田 敏裕 |                |          |
| 異動前 | 高知県歯科医師連盟    | 異動なし  | 橋村 忠明 | 異動なし           | 平26・2・21 |
| 異動後 |              |       | 浜田 敏裕 |                |          |

|     |                |       |       |      |          |
|-----|----------------|-------|-------|------|----------|
| 異動前 | 高知県西村まさみを支援する会 | 異動なし  | 橋村 忠明 | 異動なし | 平26・2・21 |
| 異動後 |                |       | 浜田 敏裕 |      |          |
| 異動前 | 小松けんじ後援会       | 異動なし  | 西村 利平 | 異動なし | 平26・2・24 |
| 異動後 |                |       | 坂本 茂  |      |          |
| 異動前 | 高橋幸十郎後援会       | 山内 高  | 異動なし  | 異動なし | 平26・2・28 |
| 異動後 |                | 和田 誉雄 |       |      |          |

高知県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成26年3月28日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体

| 名称       | 主たる事務所の所在地        | 代表者氏名 | 政治団体でなくなった理由 | 届出年月日    |
|----------|-------------------|-------|--------------|----------|
| 牧野利恵子後援会 | 高岡郡四万十町香月が丘3-18-5 | 樫本 利一 | 解散           | 平26・2・4  |
| 市川せいか後援会 | 土佐市塚地386-1        | 市川 精香 | 解散           | 平26・2・6  |
| 松下信幸後援会  | 高岡郡四万十町小野428-1    | 松下 信幸 | 解散           | 平26・2・10 |
| 沖洋明後援会   | 幡多郡三原村来栖野496-5    | 杉本 武重 | 解散           | 平26・2・13 |
| 西森かつひと後援 | 高岡郡佐川町乙2432番地4    | 沢田 進  | 解散           | 平26・2・13 |

|                     |                          |       |    |              |
|---------------------|--------------------------|-------|----|--------------|
| 会                   |                          |       |    |              |
| 門脇横夫<br>後援会         | 香美市土佐山田<br>町平山219-1      | 中澤 愛水 | 解散 | 平26・<br>2・14 |
| 岡崎くに<br>子後援会        | 高知市加賀野井<br>二丁目6-3        | 岡崎 邦子 | 解散 | 平26・<br>2・17 |
| 岡崎くに<br>子を育て<br>る会  | 高知市加賀野井<br>二丁目6-3        | 岡崎 邦子 | 解散 | 平26・<br>2・17 |
| 橋詰毅後<br>援会          | 高知市春野町南<br>ヶ丘五丁目2-<br>16 | 桃田 妙子 | 解散 | 平26・<br>2・18 |
| 仁淀川町<br>を元気に<br>する会 | 吾川郡仁淀川町<br>土居甲1043       | 岡田 良成 | 解散 | 平26・<br>2・26 |
| 大久保和<br>宏後援会        | 高知市一宮西町<br>一丁目14-13      | 前田 健作 | 解散 | 平26・<br>2・28 |
| 永野和雄<br>後援会         | 吾川郡いの町枝<br>川534番地        | 池沢 篤  | 解散 | 平26・<br>2・28 |

高知県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。  
平成26年3月28日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

資金管理団体

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類   | 名称       | 主たる事務所の所在地 | 代表者氏名 | 資金管理団体でなくなった旨の届出年月日 |
|-----------|---------|----------|------------|-------|---------------------|
| 市川 精香     | 高知県議会議員 | 市川せいか後援会 | 土佐市塚地386-1 | 市川 精香 | 平26・2・6             |
| 岡崎 邦子     | 高知市議会議  | 岡崎くに子を   | 高知市加賀野     | 岡崎 邦子 | 平26・2・17            |

|   |          |                 |  |  |  |
|---|----------|-----------------|--|--|--|
| 員 | 育てる<br>会 | 井二丁<br>目6-<br>3 |  |  |  |
|---|----------|-----------------|--|--|--|

人事委員会規則

職員給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成26年3月28日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第1号

職員給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。  
第5条第1項の表警察の項2種の欄中

「首席監察官」を  
「首席監察官  
総務参事官  
組織犯罪対策参事官」

に、  
「高知南警察署長」を  
「高知南警察署長  
高知東警察署長」

に改め、同項3種の欄中  
「警察署長（高知警察署長、高知南警察署長、安芸警察署長、南国警察署長、土佐警察署長、須崎警察署長及び中村警察署長を除く。）」

を  
「室戸警察署長  
香南警察署長  
香美警察署長  
佐川警察署長  
窪川警察署長  
宿毛警察署長」

に、  
「高知南警察署副署長」を  
「高知南警察署副署長  
高知東警察署副署長」

に改める。  
別表第3の11の表中「会計課」を「会計庶務課」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第2号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表警察本部の項中

「高知南警察署長」を  
「高知南警察署長  
高知東警察署長」

に改める。  
附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第3号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和45年高知県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「本山警察署小松駐在所」を「高知東警察署小松駐在所」に改める。  
別表第2中「いの警察署上八川駐在所」を「土佐警察署吾北駐在所」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

人事委員会告示

高知県人事委員会告示第3号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月28日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎  
 別表第1の5級の警察の項中  
 「警察本部の課長補佐」  
 を  
 「警察本部の課長補佐  
 会計指導官」  
 に改め、同表の6級の警察の項中  
 「術科指導官」  
 を  
 「術科指導官  
 サイバー犯罪対策室長」  
 に改める。  
 別表第2の6級の項中  
 「通信指令官  
 少年事件指導官」  
 を  
 「自動車警ら隊長  
 自動車警ら隊副隊長  
 通信指令官  
 少年事件指導官  
 捜査支援室長」  
 に、  
 「警察学校の副校長」  
 を  
 「警察学校の副校長  
 土佐警察署いの警察庁舎長」  
 に改め、同表の7級の項中「公安委員会補佐室長」を「公安委員  
 会事務室長」に、  
 「適正捜査指導官」  
 を  
 「適正捜査指導官  
 人身安全対処室長」  
 に改め、「災害対策室長」を削り、  
 「庁舎長」  
 を  
 「高知東警察署本山警察庁舎長  
 中村警察署清水警察庁舎長」  
 に改め、同表の8級の項中  
 「警察署長」  
 を  
 「安芸警察署長  
 土佐警察署長  
 須崎警察署長」  
 に改め、同表の9級の項中  
 「高知南警察署長」

を  
 「高知南警察署長  
 高知東警察署長」  
 に改める。

-----  
**収用委員会公告**  
 -----

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成26年3月28日

高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 1 起業者の名称  
国土交通大臣
- 2 事業の種類  
一般国道33号改築工事（高知西バイパス・吾川郡いの町枝川  
字棕地内から同町波川字五百地地内まで）並びにこれに伴う町  
道及び農業用水路付替工事
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及  
び地積等  
吾川郡いの町大内地内

| 字       | 地番   | 地目  |    | 地積     |           | 裁決手続<br>の開始を<br>決定した<br>土地の面<br>積 |
|---------|------|-----|----|--------|-----------|-----------------------------------|
|         |      | 登記簿 | 現況 | 登記簿    | 実測        |                                   |
| ハキ<br>原 | 40番  | 田   | 田  | 1,325㎡ | 1,182.45㎡ | 758.55㎡<br>16.34㎡                 |
|         | 41番イ | 〃   | 〃  | 195㎡   | 110.11㎡   | 110.11㎡                           |
|         | 41番ロ | 〃   | 〃  | 191㎡   | 157.05㎡   | 44.56㎡                            |
|         | 42番  | 〃   | 〃  | 185㎡   | 298.05㎡   | 141.13㎡                           |
|         | 43番  | 〃   | 〃  | 82㎡    | 302.02㎡   | 134.84㎡                           |
|         | 44番  | 〃   | 〃  | 82㎡    | 357.39㎡   | 152.65㎡                           |
|         | 45番1 | 〃   | 〃  | 39㎡    | 39.12㎡    | 14.47㎡                            |
|         | 46番1 | 〃   | 〃  | 142㎡   | 142.42㎡   | 13.12㎡                            |

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

（「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。）

4 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

吾川郡いの町大内地内

| 字       | 地番   | 地目  |    | 地積     |           | 裁決手続<br>の開始を<br>決定した<br>土地の面<br>積 |
|---------|------|-----|----|--------|-----------|-----------------------------------|
|         |      | 登記簿 | 現況 | 登記簿    | 実測        |                                   |
| ハキ<br>原 | 40番  | 田   | 田  | 1,325㎡ | 1,182.45㎡ | 1.53㎡                             |
|         |      |     |    |        |           | 4.36㎡                             |
|         | 41番ロ | 〃   | 〃  | 191㎡   | 157.05㎡   | 1.68㎡                             |
|         | 42番  | 〃   | 〃  | 185㎡   | 298.05㎡   | 1.57㎡                             |
|         | 43番  | 〃   | 〃  | 82㎡    | 302.02㎡   | 1.38㎡                             |
|         | 44番  | 〃   | 〃  | 82㎡    | 357.39㎡   | 1.39㎡                             |
|         | 45番1 | 〃   | 〃  | 39㎡    | 39.12㎡    | 0.36㎡                             |
|         | 46番1 | 〃   | 〃  | 142㎡   | 142.42㎡   | 0.11㎡                             |

使用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

（「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。）

5 土地所有者の住所及び氏名  
 登記名義人 亡井上利之 法定相続人 相続分不明。ただし、

- (1) 亡井上寅尾の持分が亡井上豊澄の法定相続人の所有となることに確定した場合  
 吾川郡いの町内野東町46番地  
 持分16分の5 井上 里子  
 山口県周南市江の宮町11番27号  
 持分48分の5 井上 精一  
 吾川郡いの町1293番地10 持分48分の5 井上 隆

吾川郡いの町3942番地 持分48分の5 楠瀬 尚  
高知市西町82番地 ノムラハイツ102号  
持分16分の1 日野 妙子  
高知市西町57番地 白雲荘1F北  
持分16分の1 日野 敏子  
吾川郡いの町内野北町109番地  
持分16分の1 井上 ミエ子  
高知市介良乙3105番地4 持分16分の1 丸岡 洋子  
吾川郡いの町内野南町81番地  
持分8分の1 井上 道夫  
(2) 亡井上寅尾の持分が法定相続分により分割されること  
に確定した場合  
吾川郡いの町内野東町46番地  
持分8分の1 井上 里子  
山口県周南市江の宮町11番27号  
持分24分の1 井上 精一  
吾川郡いの町1293番地10 持分24分の1 井上 隆  
吾川郡いの町3942番地 持分24分の1 楠瀬 尚  
高知市西町82番地 ノムラハイツ102号  
持分8分の1 日野 妙子  
高知市西町57番地 白雲荘1F北  
持分8分の1 日野 敏子  
吾川郡いの町内野北町109番地  
持分8分の1 井上 ミエ子  
高知市介良乙3105番地4 持分8分の1 丸岡 洋子  
吾川郡いの町内野南町81番地  
持分4分の1 井上 道夫  
6 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利  
の種類  
なし  
7 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成26年3月19日